

砥部町立広田小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月7日

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

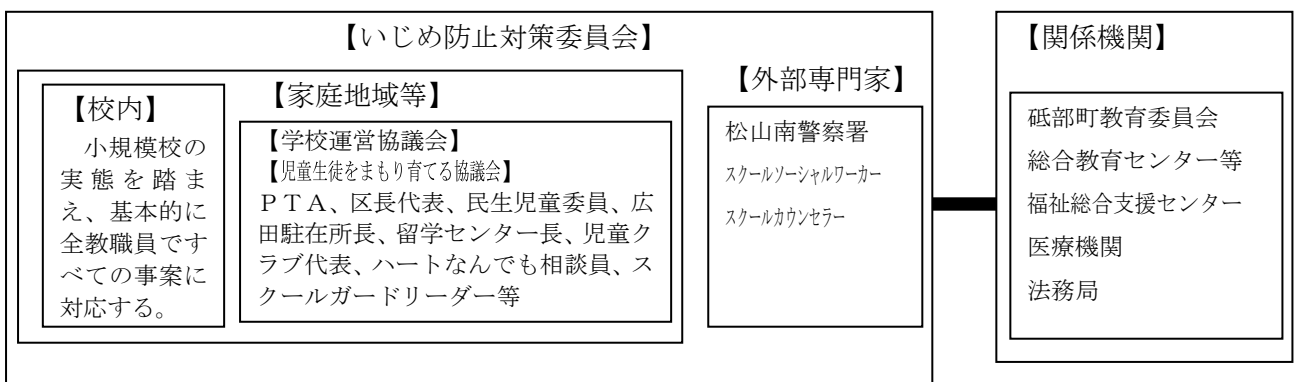
- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの理解と基本的な取組

いじめは、どの子供にも、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や留学センター等の所属集団の構造上の問題のほか、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることのないように未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことがないよう、小規模校の強みを生かし教職員間の連携を密に取り、全教職員で全児童を指導する。

2 いじめ防止等の対策組織



※ 必要に応じて、委員を選任する。

3 いじめの未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

（１）学級経営の充実

- 児童一人一人が活躍できる集団づくりに努め、児童が互いの違いやよさを認め合い、学級の中で居場所を感じて自己有用感をもてるようにする。
- 児童一人一人が成就感や充実感をもてる、分かる・できる授業の実践に努める。

（２）校内の連携体制の充実

- 小規模校の長所を生かし、職員会や終礼に加え、日常会話を通して全教職員で児童の情報を共通理解する。
- 全教職員の連携を生かし、できる限り教職員が児童と一緒に活動できるように努める。

（３）道徳教育、人権・同和教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感、自己有用感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

（４）相談体制の整備

- 児童、保護者が安心して相談できるよう、日ごろから信頼関係の構築に努める。
- 学校生活アンケート（５・６年生はジブンミカタプログラムを含む）を活用し、結果の考察と対応策（学級集団や各家庭の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 毎月の教育相談に加え、自主清掃や全校給食などの機会を利用して追加の教育相談を行い、児童理解に努める。
- ハートなんでも相談員や他の学校関係者と関わる時間を持ち、教育相談の充実に努める。

（５）体験活動の充実

- 小規模校の利点を生かし、体験活動を効果的に取り入れる。互いを認めながら協力し合い、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- 困難な状況を乗り越える経験を積むことにより、成就感を味わい自己肯定感を高めることができるようにする。

（６）全校遊び等の実施

- 全校児童で遊ぶ日を設定して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

（７）情報モラル教育の推進

- 教育相談等を通してインターネット等に関する使用状況の現状把握に努めるとともに、EILSに搭載された「AIで学ぶデジタル・シティズンシップを活用するなどして情報モラル教育を推進する。

（８）学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめの早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

（１）保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、留学センター、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に対応する。また、必要に応じて関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

（２）毎月の教育相談の実施

毎月、学校生活アンケート（５・６年生はジブンミカタプログラムを含む）実施後、学級担任が児童との個別の教育相談を行う。また、必要に応じて他の教職員が行い、適切な児童理解に努める。

（３）質問紙による児童理解調査の実施

毎月、学校生活アンケートや、ジブンミカタプログラムによる児童理解調査を行い、実態把握に

努める。

5 いじめの早期解決のための取組

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実関係を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、校内いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと併せて当該児童の安全確保に努める。また、保護者との連携を密に図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- いじめたとされる児童からも事実関係を確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、自らの行為の責任を自覚させるとともに、加害児童が抱える問題にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。また、保護者に対して事実確認したことや指導した内容について説明し、再発することがないようにその後の連携を密にしながら、継続的な助言をする。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。また、ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する処置をとる。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報する。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事案も勘定して判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

6 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

（「いじめ防止対策推進法第28条」より）

（2）重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その後、必要な措置を取る。

7 家庭・地域との連携

（1）各家庭（PTA）での取組

- 子供に関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発を行う。
- 子供のがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきり叱ることの実践及び啓

発活動を行う。

- 子供の様子の変化についての学校への連絡を依頼する。
- 子供がインターネット・SNS・オンラインゲーム等を利用する場合には、必要な対策を講じるとともに、使用についての家庭内ルールを決めるなど、ネットいじめ防止の啓発を行う。

(2) 地域での取組

- 子供たちへの積極的なあいさつと声掛けを依頼する。
- 広場や近所等で困っている子供への積極的な声掛けと学校（保護者）への連絡を依頼する。
- 地域・学校行事への積極的参加を依頼する。

8 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見・再発防止の取組に関する項目を学校評価に加え、適正に自校の取組を評価する。

平成28年4月21日	改訂
平成29年4月19日	改訂
平成29年9月1日	改訂
令和2年4月1日	改訂
令和3年4月1日	承認
令和4年4月	承認
令和5年4月	承認
令和6年4月	承認
令和7年4月	承認
令和8年4月7日	改訂

<別表>

令和8年度いじめ防止対策年間指導計画

砥部町立広田小学校

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域への活動
4月	○いじめ防止基本方針の検討 【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○行事を通した人間関係づくり 【1年生を迎える会】	○保護者との情報交換 【家庭訪問】
5月		○行事を通した人間関係づくり 【遠足・修学旅行】 【JRC登録式】	○保護者との情報交換 【こどもの日祭り】 ○学校運営協議会での情報交換
6月		○行事を通した人間関係づくり 【田植え・プール開き】	○保護者との情報交換 【日曜参観日】
7月		○行事を通した人間関係づくり 【校内水泳大会】	○保護者との情報交換 【個人懇談】 ○保護者への啓発 【いじめ防止対策委員会（児童生徒を守り育てる協議会）】
8月	○生徒指導に関する研修 【職員研修】		○保護者との情報交換 【夏季休業中の事故等】
9月		○行事を通した人間関係づくり 【砥部小との交流会等】	○保護者との情報交換 【PTA役員会等】 ○学校運営協議会での情報交換
10月		○行事を通した人間関係づくり 【運動会・稲刈・脱穀】	○保護者との情報交換 【運動会等】
11月		○行事を通した人間関係づくり 【老人会との交流等】	○保護者との情報交換 【ひろたフェスタ等】
12月		○行事を通した人間関係づくり 【校内マラソン大会】	○保護者との情報交換 【個人懇談・PTA役員会】
1月		○行事を通した人間関係づくり 【学習発表会】	○保護者との情報交換 【学習発表会】
2月		○行事を通した人間関係づくり 【スキー教室等】	○保護者との情報交換
3月	○記録の整備、引継事項の作成 ○中学校との連絡会	○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会・卒業式】	○学校評価の実施 ○保護者との情報交換 【卒業式・PTA総会】
定期的な取組	○児童についての情報交換 【職員会・職員終礼等】 ○学級経営・道徳教育・人権・同和教育の充実 ○ハートなんでも相談の実施 【毎月】 ○心のアンケート実施【毎月】	○集会委員会の全校遊び 【週1回】 ○ソーシャルスキルの時間 【適宜】 ○全校体育・委員会の集会 【適宜】	○学校だより、ホームページ、学級通信による情報発信 ○地域行事参加時の情報交換 ○定例補導委員会への参加